

令和元年 5 月

定 例 会 議 事 録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和元年5月20日(月) 午前9時00分～9時55分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

#### 出席委員

1番	木下	得代	2番	大原	眞路(会長職務代理)
3番	三木	洋一	4番	川田	一博
5番	吉田	宏明	6番	山下	恭生
7番	松下	良夫	8番	井上	賀博
9番	岡野	孝文	10番	村井	孝彦
11番	中村	康男(会長)	12番	藤本	俊彦
13番	宮本	賢一	14番	猪熊	幸雄
15番	國重	幸代	16番	穴吹	秀雄
17番	梶野	和幸	18番	大西	和男

#### 欠席委員

#### 傍聴推進委員

6番	中西	格	14番	濱崎	郷廣
----	----	---	-----	----	----

#### 農業委員会事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局長補佐	竹村	秀基
事務局次長	黒木	弘美
事務局書記	飯尾	祐美

## 議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	4件	田 畑	6,513 297	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第2号議案	農地法第4条許可申請		田 畑		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第5条許可申請	4件	田 畑	2,224.77 80	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第4号議案	非農地証明願	1件	田 畑		m <sup>2</sup> 142 m <sup>2</sup>
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第6号議案	農用地利用集積計画書	29件	田 畑	44,271 6,122	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第7号議案		件	田 畑		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第8号議案	坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議	7件	田 畑		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
報告第1号	合意解約	3件	田 畑	8,659	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
合 計		48件	田 畑	61,667.77 6,641.00	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>

## 令和元年 5 月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より 5 月の定例会を開催いたします。

早速ですが、議案の訂正があります。8 号議案が 2 件追加になりますので、8 号議案の坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議の件数は、7 件になります。

本日ご審議をお願いする案件は、第 1 号議案から第 8 号議案まで、追加議案を含めまして合計 4 5 件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

今日は、農業委員 1 8 名中 1 8 名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。新しい元号の令和になりまして初めての定例会になります。最近雨は降らず早明浦ダムの貯水率も下がり、農業者にとって厳しい状況ですが恵みの雨を期待したいと思います。

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 1 0 番の村井委員さんと 1 5 番の國重委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、1 2 番の藤本委員さん、1 3 番の宮本委員さんと私で、5 月 1 7 日（金）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」4 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

書記

それでは第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」4 件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 計 1,300 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2 番、・・・、面積 計 2,868 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

3 番、・・・、面積 1,254 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

4 番、・・・、面積 1,388 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件 4 件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当

と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」4件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

三木委員 1番と2番については、先月に5条申請を出した方ですか。無断転用があったが先月の許可見込みはありますか。

事務局次長 先月の5条申請の方です。今のところ許可見込みがあります。

三木委員 今月はこれで認めるということで、譲受人が無断転用でなければかまわないのですか。

事務局長 無断転用地は5条申請を出しておりますので、農地部分については問題ございません。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」4件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」4件を議題に供します。

なお、第3号議案の3番と4番については現地調査を実施しておりますので、12番藤本委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

藤本委員 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」3番、4番の現地調査報告をさせていただきます。

3番、・・・、面積 80 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

厳島神社から南西へ約300mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 自治会ゴミ集積所

申請理由 本申請地は平成26年5月から、ゴミ集積所として利用しているが、平成29年の市道拡幅工事により、農地であることが判明。そのため無断転用を解消するものである。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

4番、・・・、面積 計1563.77 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

国道 438 号線の六反地交差点から東へ約 200mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 分譲住宅用地

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおり、新たに分譲住宅用地を確保したいところ、本申請地である川津町周辺での問い合わせがあり、今後も需要があると予測されることから、本申請の 7 棟を販売できると考えたため。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま藤本委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長

それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」についてご説明いたします。

3 番、4 番につきましては、藤本委員さんのご説明どおりです。

1 番、・・・、面積 250 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

坂出警察署から西へ約 400mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 宅地拡張用地

申請理由 譲受人は、申請地から北西約 50mのところ夫婦で居住しているが、車を 4 台所有しており、そのうち 3 台を近隣の月極駐車場に駐車している。また、住宅が手狭であるため、県外に住む子供が帰省した際の部屋が不足している。そのため、本申請地に新しく車庫と住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 都市計画法により用途が第一種住居地域と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

2 番、・・・、面積 411 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

大東川にかかる元結木橋から北へ約 200mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 宅地拡張、貸駐車場

申請理由 申請地に隣接する敷地の、南側住宅に譲受人と妻が居住、北側住宅に義母が居住している。親族が集まる機会が多く、駐車場が不足していたため、用地を探していたところ、今回、所有者と話がまとまり、当申請地に駐車場を整備することとなった。また、申請地内の 6 台分は貸駐車場用地とすることにより、安定した収入を

得ると考えている。

農地の区分 都市計画法により用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 近隣の住民からの3台分の貸駐車場利用申込書の写しの提出もある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」4件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

猪熊委員 3番について、ゴミ集積所は地目が畑のままでよいのですか。

事務局次長 地目は畑のまま使用貸借として貸しており、地目も変更しないと思いますが、転用届を出しているの、ゴミ集積所として使うことになります。

梶野委員 2番について、周りは住宅地ですか。

事務局次長 東側にはコンビニがあり、西側は田があります。

村井委員 川津町の造成地は、どんどん増えている。ここの土地は、農業委員として適正化利用をしたかった。我々としては、残念と思うような一等地です。この周辺を適正化利用として推し進めており、今後、情報を収集しながらしていくのですが、我々はこのような資料でしか知ることができない。適正化利用のための情報収集を早めにくれないと、毎年毎年、集積は変わってきますので、その辺の情報は事前に分かった範囲で知らせてほしいという希望はあります。

事務局次長 確かに農業委員さんからすると定例会で初めて情報を知り、この場所は農地として残しておくという意見を県に進達することは、制度上はできますが現実問題としては、それなりの根拠が必要となり難しいと思います。日ごろから農地利用の最適化活動の中で、皆様方にもお願いしておりますが、地域の寄り合いの中で農地の相談に乗っていただきながら、農地を農地として将来に残せるよう情報を集めていただけたらと思っています。

井上委員 農機具を保管するような倉庫は、転用が必要ない条件があるのですか。

事務局次長 農業経営施設で200㎡未満です。

三木委員 非農地証明願いを出すのではないですか。

事務局次長 非農地証明願いは、申請を出して定例会でご審議いただくことになります。本来は、

転用の申請をして許可を得てから事業着手となりますが、非農地証明願いは、建物や農道水路に関しても事業が完成してからの手続きとなります。順序が逆になりますが、申請を出していただき、許可をするという形をとっております。

井上委員 現実的に、200㎡未満の農業用倉庫を建てるとどうなりますか。

事務局長 非農地証明願いを出されれば、定例会でご審議することになります。

三木委員 もし、1,000㎡の土地に200㎡未満の倉庫を建てて非農地証明願いを出すときは、分筆する必要があり費用もかかるのでそのままのケースが多いと思います。ただ、登記の地目を田から宅地に変える場合は、証明書が必要になり、登記法からいえば、地目が変われば1か月以内に登記しなさいとなっています。

会長職務代理 他になにかありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」4件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、13番 宮本委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

宮本委員 それでは、第4号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積142㎡。【議案読み上げ】

山樋公民館から北東に約200mに位置します。

申請理由 申請地の北側には母屋が建っています。申請地には納屋が建っており、農地法施行以前から宅地として利用しているものであります。

申請理由についての証明 国土地理院発行の昭和22年撮影の航空写真と、建築年が明治元年と記載されてある坂出市税務課発行の評価証明書があります。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございます。

ただいま宮本委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐 それでは、第4号議案「非農地証明願」につきましては、宮本委員さんのご説明どおりです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件について



て、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員                   この方は、県外にお住まいのようですが他に農地を持っていますか。

会長職務代理               持っていますが、売ったりして処分をされているようです。  
他になにかありませんか。

各委員                      【異議なし】の声あり

会長職務代理               特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして原  
案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。  
続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」29件を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

書記                         それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」29件についてご説明いたします。  
今月は新規に農地の貸借をする案件が7件、更新が11件、再設定が11件で、その  
うち認定農業者による利用権設定の締結が5件となっております。  
以上、農用地利用集積計画書29件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条  
第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。以上です。

会長職務代理               ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」2  
9件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

三木委員                    期間は、通年ですか。

書記                         通年になります。期間の貸借であれば利用権の種類に、期間貸借権、期間使用貸借  
権と記載します。

会長職務代理               他になにかありませんか。

各委員                      【異議なし】の声あり

会長職務代理               特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」29件につ  
きまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。  
続きまして今月は農政部門の議案が7件出ております。まず第8号議案、「坂出農  
業振興地域整備計画変更の事前協議」を議題に供します。  
事務局に説明を求めます。

事務局長                    本件は農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づいて定められております農  
業振興地域整備計画について、農用地からの除外申請が追加議案も含めて6件、農用  
地への編入申請が1件坂出市に提出され、その変更案について農業委員会の意見を求  
められたものです。平成30年度は、農業振興地域整備計画の全体見直しの年になっ

ていた関係で、昨年7月定例会でご審議して以来個別の見直しが止まっていますが、10か月ぶりにご審議いただくものです。

計画変更の概要を議案の10ページと追加議案の1ページ目に記載しており、議案の11ページと12ページ追加議案の2ページ目が全体の集計表となっております。

(議案に基づき説明)

会長職務代理 事務局の説明がございましたが、第8号議案について何かご意見・ご質問はありませんか。

吉田委員 農業振興地域であれば、事前協議が必要なのですか。

事務局長 農業振興地域の農用地を転用する場合は、転用の申請をする前に、農用地から除外する手続きを産業課にする必要があります。今回は、珍しいですが農用地に入れる申請があります。

吉田委員 農用地に入れるメリットは何ですか。

事務局長 基盤整備事業が受けられる地域であることと、相続税の評価の倍率も違うと思います。

会長職務代理 他になにかありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」についての審議はこれで終了します。農用地からの除外申請 6件について、除外はやむを得ないものとして、また農用地への編入 1件についても審査の結果適当である旨の回答をすることと致します。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件についてです。

事務局の説明を求めます。

書記 それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 計2,157㎡。【議案読み上げ】

2番、・・・、面積 計5,414㎡。【議案読み上げ】

3番、・・・、面積 計1,088㎡。【議案読み上げ】

以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件について、なにかご質問はありませんか。

各委員 【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件を受理し、処理してまいります。  
その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 (事務局からの連絡事項等)  
※農業委員会総会の予定について  
※農業委員活動記録セットについて

会長職務代理 それでは、これもちまして5月の定例会を閉会致します。  
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時55分終了

令和元年5月20日